

索道事業運送約款

事業者名 一般社団法人大雪カムイミンタラ DMO

(適用範囲)

第1条 当社の経営する普通索道事業及び特殊索道事業に関する運送約款は、この約款に定めるところにより行い、この約款に定めない事項については法令の定めるところ又は一般の慣習によります。

(運送の引受け)

第2条 当社は、第3条の規定により運送の引受けを拒絶する場合を除いて旅客の運送を引受けます。

(運送の引受け拒絶)

第3条 当社は、次に該当する場合の旅客の運送の引受けを拒絶します。

- (1) 当該運送に関し、旅客から特別な負担を求められたとき。
- (2) 当該運送が法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反するとき。
- (3) 天災その他やむを得ない自由による運送上の支障のあるとき。
- (4) 前各号に掲げる場合の他正当な事由のあるとき。

(係員の指示)

第4条 当社は、旅客に対してその安全輸送と秩序の維持のため運送上必要な指示を行うことがあります。

(乗車券の発売)

第5条 当社は、当社の発行する乗車券を当社の券売所等において発売します。

(乗車券の効力)

第6条 乗車券は、券面記載の条件により使用する場合に限りその効力を有します。

- 2 き損がはなはだしく券面表示事項の判読困難となった乗車券、又は旅客その他の者が故意に改造、変造した乗車券は無効とします。

(乗車券の提示及び入缺)

第7条 当社は、旅客の乗車時において、旅客に対し乗車券の提示を求め、提示された乗車券の種別等を確認する場合があります。

第8条 当社が旅客から収受する運賃並びに適用方法は、旭川市の承認を受けている別掲運賃表及び適用方法によります。

(運賃の払戻し)

第9条 当社は、索道の運転ができないとき、又はその他の事由があるときはその通用期間内に限り旅客の所持する当社発行の乗車券の残存券片運賃相当額の払戻しを行います。

但し、風雨時の一時的な運転中止の場合はこの限りでは有りません。

- 2 前項の規定により払戻しをする場合は、10円単位として行ないます。この場合において計算上生じた端数は四捨五入とします。

(運賃の払戻し場所)

第10条 当社は、前条の規定による運賃の払戻しは第5条の券売所で行ないます。

(責任の始期及び終期)

第11条 当社の運送に関する責任は、旅客が当社の索道に乗車したときに始まり降車したときをもって終わります。

(乗客の禁止行為)

第12条 乗客は、次の行為を行ってはなりません。

- (1) 搬器から飛び下り又は所定の位置以外で乗降すること。
- (2) スキーや搬器を揺すぶること。
- (3) スキー、ストック等で索道施設を突くこと。
- (4) 横乗り等危険な姿勢で乗車すること。
- (5) その他安全輸送を妨げること。

(旅客に関する責任)

第13条 当社は、当社の索道の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときはこれによって生じた損害を賠償する責を負います。ただし、次の各号の1つに該当する場合はこの限りではありません。

- (1) 当社が索道の運行に関し法令の規定上の注意を怠らなかったこと、又は索道施設に欠陥若しくは機能の障害がなかったこと等が証明されたとき。
- (2) 当該旅客に故意又は過失のあったことが証明されたとき。

(携帯品等に関する責任)

第14条 当社は、旅客の運送に関して生じた、スキーその他の携帯品等の滅失又はき損については、これを賠償する責を負いません。ただし、その滅失及びき損が当社の過失によるものであるときはこの限りではありません。

(旅客の責任)

第15条 当社は、旅客の故意若しくは過失により、又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らなかったこと等により、当社が損害を受けたときは、旅客に対しその損害の賠償を求めることがあります。

第16条 この運送約款は平成30年12月1日より実施します。

附 則

1 制定年月日 平成30年4月1日